



平成 27 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 栗田工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 中井 稔之
(コード：6370 東証第 1 部)
問合せ先 企画部長 森 博明
(TEL. 03-6743-5336)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 29 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 79 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) インターネットの普及が進展した現状を踏まえて、公告閲覧の利便性向上のため、当社の公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

また、法務省令の定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

- (2) 上記変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 4 条 (条文省略)	第 1 条～第 4 条 (現行どおり)
第 5 条 (公告) 当会社の公告は <u>日本経済新聞に掲載する。</u>	第 5 条 (公告) 当会社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第 6 条～第 13 条 (条文省略)	第 6 条～第 13 条 (現行どおり)
(新設)	第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
第 14 条～第 41 条 (条文省略)	第 15 条～第 42 条 (現行どおり)